

広域連合長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則

平成 2 4 年 2 月 2 1 日
規 則 第 1 号

つがる西北五広域連合個人情報保護条例（平成 1 8 年条例第 5 号）の規定に基づく広域連合長が取り扱う個人情報の保護等に関しては、市長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成 1 7 年五所川原市規則第 1 2 号）の例による。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 2 月 2 1 日から施行する。